



良好な景観をかたちづくるまちなみや活動を表彰します —第2回あんなか景観まちづくり賞—

市は、「あんなか」らしいすてきな景観をかたちづくるまちなみ空間やまちづくり活動を表彰します。たくさんの応募をお待ちしています。

詳細は
こちら→
(市HP)



応募対象と応募資格

部門名	まちなみ空間	まちづくり活動
応募対象	敷地全体や付帯する工作物を含めて、良好な景観のまちなみを創り出している空間、建築物、工作物、その他物件	良好な景観の形成に貢献しているまちづくり活動
応募資格者	空間、建築物などの所有者・設計者・施工者	活動を行う個人・団体

※他薦の場合はあらかじめ応募資格者の同意を得てください

応募期間

4月1日(月)～5月31日(金)(郵送の場合、当日消印有効)

応募方法

【推奨】電子メール

応募用紙と画像データ(JPEG形式)4枚以上をメールで送付してください。なお、メールの容量が10MBを超える場合は、事前に連絡してください。

郵送または持参

応募用紙と、L版程度にカラープリントした写真4枚以上を一緒に、下記まで郵送または窓口までお持ちください。

※応募用紙は、困都市計画課、[困松井田振興課](#)で用意しているほか、[市HP](#)からもダウンロードできます。また、[HP](#)で評価の視点を公開しているので、応募の参考にしてください

[困都市計画課計画係](#)(☎内線1211) 〒379-0192 安中市安中1-23-13

[e toshikeikaku@city.annaka.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.annaka.lg.jp)



あんなかスマイルパークのまちなみ空間

表彰

優秀賞と奨励賞を決定し、10月以降に応募資格者を対象に授賞式を行います。また表彰についてパンフレットを作成し公表します。

安中市景観計画に基づく届出について

建築や工作物の設置の際に内容や規模に応じて届出が必要です。特に市内全域での太陽光発電設備の設置や国道18号、旧中山道、西毛広幹道沿道で新築、改築、色彩の変更などを行う場合は、規模にかかわらず届出が必要です。

- ☑ 応募・申込方法
- 📅 日程
- 🕒 時間
- 📅 期間
- 📍 会場・場所
- 👤 対象・資格
- ☎ 電話
- 📠 FAX
- 📧 電子メール
- 💰 料金・費用
- 📄 持ち参物
- 📄 他